

青森県立保健大学学則

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 2 号
(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 20 条）
 - 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 21 条～第 23 条）
 - 第 3 章 学部学生
 - 第 1 節 修業年限及び在学年限（第 24 条・第 25 条）
 - 第 2 節 入学等（第 26 条～第 33 条）
 - 第 3 節 教育課程及び履修方法等（第 34 条～第 41 条）
 - 第 4 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第 42 条～第 48 条）
 - 第 5 節 卒業及び学位（第 49 条・第 50 条）
 - 第 6 節 賞罰（第 51 条・第 52 条）
 - 第 4 章 研究生等（第 53 条～第 58 条）
 - 第 5 章 入学検定料、入学料、授業料及び研修料（第 59 条）
 - 第 6 章 受託研究及び共同研究（第 60 条）
 - 第 7 章 大学の開放（第 61 条）
 - 第 8 章 福利厚生施設（第 62 条）
 - 第 9 章 その他（第 63 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、高度の専門的知識と技術を備え、保健医療・福祉の連携、協力に向けて、社会の幅広い領域で中核的な役割を果たすことのできる優れた人材を育成し、もって地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（評価）

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

（学部、学科及び学生定員）

第 3 条 本学に、健康科学部を置く。

2 健康科学部の学科、入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学 科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	収容定員
看 護 学 科	1 0 5 人		4 2 0 人
理学療法学科	3 1 人		1 2 4 人
社会福祉学科	5 0 人	4 人	2 1 2 人
栄 養 学 科	3 0 人	3 人	1 2 9 人
合 計	2 1 6 人	7 人	8 8 5 人

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、健康科学研究科を置く。

3 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属の教育施設及び研究施設)

第6条 本学に、キャリア開発センター（以下「キャリアセンター」という。）及びヘルスプロモーション戦略研究センター（以下「研究センター」という。）を置く。

2 キャリアセンター及び研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、大学の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第8条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

(事務局長等)

第9条 本学に、学長のほか、副学長、事務局長、研究科長、学部長、学生部長、附属図書館長、キャリア開発センター長（以下「キャリアセンター長」という。）、ヘルスプロモーション戦略研究センター長（以下、「研究センター長」という。）、学科長及び健康科学総合教育部門長を置く。

2 前項に規定するもののほか、学長特別補佐を置くことができる。

(学長等の職務等)

第10条 学長は校務を掌理し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

5 学部長は、学部の教授をもって充て、当該学部に関する事項を掌理する。

6 学生部長は、本学の教授をもって充て、学生の厚生補導に関する事項を掌理する。

7 附属図書館長は、本学の教授をもって充て、図書館に関する事項を掌理する。

8 キャリアセンター長は、本学の教授をもって充て、キャリアセンターに関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 研究センター長は、本学の教授をもって充て、研究センターに関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

10 学科長は、各学科の教授をもって充て、当該学科に関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

11 健康科学総合教育部門長は、本学の教授をもって充て、健康科学総合教育部門に関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

12 学長特別補佐は、本学の教員又は学外有識者をもって充て、学長が指示する特定の事項を掌理する。

13 第3項を除く前各項に規定する者の選考、任期その他必要な事項については、別に定める。

(名誉教授)

第11条 学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第12条 本学に、客員教授及び臨地教授等を置くことができる。

2 客員教授及び臨地教授等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生(大学院学生を除く。)の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、学長及び教授をもって構成する。ただし、学部長が必要と認める場合は、准教授その他の職員を加えることができる。

5 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第14条 本学に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部運営連絡会議)

第15条 本学に、学部の重要な事項について総合的な連絡調整を図るため、学部運営連絡会議を置くことができる。

2 学部運営連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第16条 本学に、本学の重要な事項について全体的な連絡調整を図るため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科運営会議等)

第17条 本学に、学科及び健康科学総合教育部門の重要な事項について連絡調整等を図るため、それぞれ運営会議を置くことができる。

2 学科運営会議等に関し必要な事項は、別に定める。

第18条 (削除)

(各種委員会)

第19条 本学に、特定の分野に関する重要事項を調査し、又は審議するため、教務委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学運営協議会)

第20条 本学に、学外有識者の意見を聴取し社会的要請に応え、ひいては本学の発展や円滑な運営に資するため、大学運営協議会を置くことができる。

2 大学運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第22条 学年を分けて2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、教授会の議を経て前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第 23 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第 4 号から第 6 号までに規定する休業日は、1 年を通じ 18 週以内で学長が定める日とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、必要がある場合は、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第 3 章 学部学生

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 24 条 本学の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 25 条 在学年限は、修業年限又は在学すべき年数の 2 倍を超えることができない。

第 2 節 入学等

(入学の時期)

第 26 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する者（同条第 6 号に該当する者にあつては、国際バカロレア資格を有する者、アビトゥア資格を有する者又はバカロレア資格を有する者。）及び第 31 条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 27 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学志願の手続)

第 28 条 本学に入学を志願する者は、指定する期日までに、入学志願票に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 29 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第 30 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者については、入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第 31 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、相当年次に入学を許可することができる。ただし、転入学及び再入学の場合については、原則として定員に欠員がある場合に限るものとする。

(1) 大学を卒業した者、退学した者又は第 48 条第 3 号の規定により除籍となった者

(2) 大学に在学している者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 学校教育法第 132 条の規定に基づき専修学校の専門課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則附則第 7 条第 1 項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

(転学科)

第 32 条 学長は、他の学科に転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、これを許可することができる。

2 前項の志願手続、選考及び許可に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学等の取扱い)

第 33 条 前 2 条の規定により入学又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 34 条 本学で開講する授業科目は、人間総合科学科目、健康科学部共通科目、総合教育科目、学科横断科目及び専門科目とする。

(単位の計算方法)

第 35 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。

(単位の授与)

第 36 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第 36 条の 2 学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

(成績の評価)

第 37 条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D 及び E の評語をもって表し、A、B 及び C を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 38 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の教育機関における学修に対する単位の授与)

第 39 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他大学設置基準第 29 条第 1 項の規定により大学が単位を与えることのできる学修（平成 3 年文部省告示第 68 号）に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 40 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60 単位を超えないものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第 41 条 各学科の授業科目の名称、配当年次及び単位数は、別表 5、別表 5 の 2、別表 6、別表 6 の 2 又は別表 6 の 3 のとおりとする。

2 その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 42 条 疾病その他特別の理由により、引き続き 2 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第 43 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 25 条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第 44 条 休学した者が、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(転学)

第 45 条 他の大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない

い。

(留学)

第46条 外国の大学等に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第49条第1項に規定する期間に含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取扱いについては、学長が別に定める。

(退学)

第47条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍することができる。

(1) 第25条に定める在学年限を超えた者

(2) 第43条第1項又は第2項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料又は入学料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第48条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料又は入学料を納付して復籍の願い出があったときは、学長は復籍を許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第49条 学長は、4年(第31条又は第32条第1項の規定により入学又は転学科した者については、第33条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表5、別表5の2、別表6、別表6の2又は別表6の3に定める授業科目を履修し、青森県立保健大学履修規程(平成20年規程第105号)で定める卒業要件単位を修得した者に対し、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し卒業証書を授与する。

(学位)

第50条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第52条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第4章 研究生等

(研究生)

第 53 条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考を行い、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第 54 条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考を行い、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することのできる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第 55 条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、別に定めるところにより選考を行い、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し単位を与えることができる。

(研修生)

第 56 条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考を行い、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第 57 条 学長は、外国人で本学に特別の留学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第 58 条 この章に規定するもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

2 大学院の研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生については、この章の規定は適用しない。

第 5 章 入学検定料、入学料、授業料及び研修料

(授業料等)

第 59 条 入学検定料、入学料、授業料及び研修料に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第 60 条 本学の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 大学の開放

(大学の開放)

第 61 条 研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学の開放に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第62条 本学に、福利厚生に資するため、食堂その他の福利厚生施設を設ける。

第9章 その他

(委任)

第63条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度から平成22年度までの各年度における健康科学部の学生収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
看護学科	420人	420人	420人
理学療法学科	94人	104人	114人
社会福祉学科	182人	192人	202人
栄養学科	30人	63人	96人
合 計	726人	779人	832人

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年7月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年9月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年11月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年1月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和元年12月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度から令和5年度までの各年度における健康科学部の学生収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護学科	415人	410人	415人
理学療法学科	123人	122人	123人
社会福祉学科	212人	212人	212人
栄養学科	129人	129人	129人

合 計	8 7 9 人	8 7 3 人	8 7 9 人
-----	---------	---------	---------

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。